

感染症登園許可証

園児氏名 _____

1、上記の者について、下記の病気を診断しました。(恐れ入りますが、該当する症状名に○をお願いいたします。)

2、上記の者について、下記の病気により _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日(_____ 日間)まで出席を停止したことを認めます。

3、_____ 月 _____ 日より登園可能です。

1; 医師の書面による登園許可証が必要な感染症	
麻疹(はしか)	解熱後3日間経過するまで
風しん(三日はしか)	発疹が完全に消失するまで
水疱瘡・带状疱疹(*)	すべての発疹がかさぶたになるまで
インフルエンザ	解熱後2日間経過するまで
百日咳	特有の咳が完全に消失するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状が無くなった後2日経過するまで
結核	伝染の恐れが完全に消失するまで
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	耳下腺の腫れが完全に消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157)	感染力が非常に強い為医師の判断による
流行性角結膜炎(はやり眼)	感染力が非常に強い為医師の判断による
急性出血性結膜炎(アポ口病)	症状が完全に良くなるまで
手足口病	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
ヘルパンギーナ	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
RSウイルス感染症	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
流行性嘔吐下痢症(ノロ・ロタ・感染性胃腸炎)	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
伝染性紅斑(りんご病)	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
溶連菌感染症	治療開始後24時間以上が経過し全身状態が良好

2; 医師の判断により登園するも、登園許可書が必要ではない感染症	
伝染性膿か疹(とびひ)	ガーゼなど通気性の良いもので覆い隠す
伝染性軟属腫(みずいぼ)	ガーゼなど通気性の良いもので覆い隠す
頭しらみ	医師の診察後、専用シャンプー等で駆除

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師 _____ 印